

平成28年度臨時福祉給付金 障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等 支援臨時福祉給付金

申請受付期間 9月14日(水)～12月14日(水)まで



今年度も臨時福祉給付金が支給されます。対象となる可能性のある方へ9月上旬に申請書を送付してありますので、必要事項を記入の上、郵送等で申請してください。(申請書類に返信用封筒を同封してあります。切手不要)

役場1階3番 住民福祉課社会福祉係窓口でも受け付けています。

◆平成28年度臨時福祉給付金◆

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方たちに対し臨時的な措置として給付金を支給します。

◇支給対象者

平成28年1月1日に富士見町に住民登録している方で、平成28年度町県民税が課税されていない方(※ただし、課税者の税法上の被扶養者になっている方、生活保護受給者等を除く。)

◇支給額

1人につき 3,000円

◆障害・遺族基礎年金受給者向け 年金生活者等支援臨時福祉給付金◆

賃金引上げの恩恵が及びにくい、所得の少ない障害・遺族年金受給者を支援するため臨時的な措置として給付金を支給します。

◇支給対象者

「平成28年度臨時福祉給付金」対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金を受給した方(※ただし、高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金を受給した方は、この給付金は受けられません。)

◇支給額

1人につき 30,000円

《注意事項》

*原則として、申請期間を過ぎてからの申請は受付できませんので、必ず申請受付期間内にお申し込みください。(郵送の場合は、当日消印有効)

*平成28年1月2日以降に転入した方は、平成28年1月1日時点の住所地へお問い合わせください。



《問い合わせ先》

富士見町役場 住民福祉課社会福祉係

☎62-9144(直通)

**「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を装う
「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！**

富士見町や厚生労働省などの職員が銀行のATMの操作や給付金を支給するために手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

